

I 0 1 0 精神科ナイト・ケア（1日につき）

【注の見直し】

注2 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える期間に行われる場合にあつては、週5日を限度として算定する。

長期の入院歴を有する患者を除き、当該日における点数は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

【注の追加】

(追加)

注2 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える期間に行われる場合には、週5日を限度として算定する。ただし、週3日を超えて算定する場合にあつては、患者の意向を踏まえ、必要性が特に認められる場合に限る。

注3 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して3年を超える期間に行われる場合であつて、週3日を超えて算定する場合には、長期の入院歴を有する患者を除き、当該日における点数は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

I 0 1 0 - 2 精神科デイ・ナイト・ケア（1日につき）

【注の見直し】

注2 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケ

注2 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア

【注の追加】

ア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える期間に行われる場合にあつては、週5日を限度として算定する。

、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える期間に行われる場合には、週5日を限度として算定する。ただし、週3日を超えて算定する場合にあつては、患者の意向を踏まえ、必要性が特に認められる場合に限る。

(追加)

注3 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して3年を超える期間に行われる場合であつて、週3日を超えて算定する場合には、長期の入院歴を有する患者を除き、当該日における点数は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

I 0 1 2 精神科訪問看護・指導料

【点数の見直し】

- 1 精神科訪問看護・指導料(I)
  - イ 保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士による場合
    - (1) 週3日目まで 30分以上の場合 575点
    - (2) 週3日目まで 30分未満の場合 440点
    - (3) 週4日目以降 30分以上の場合 675点
    - (4) 週4日目以降 30分未満の場合

- 1 精神科訪問看護・指導料(I)
  - イ 保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士による場合
    - (1) 週3日目まで 30分以上の場合 580点
    - (2) 週3日目まで 30分未満の場合 445点
    - (3) 週4日目以降 30分以上の場合 680点
    - (4) 週4日目以降 30分未満の場合